

## 『外国人住民票の創設と渉外家族法実務』

### 第2刷での修正点一覧

下線部分が第1刷からのすべての修正点です（まえがき、目次、奥付の修正を除く）。

下線部分には、修正された箇所、追加された箇所、削除された箇所（この場合は削除された部分の前後の文字に下線を引いています）があります。入管法施行規則および入管特例法施行令には、平成24年6月15日の改正が織り込まれています。

#### 〔凡例〕（15頁）

- ・入管法施行規則 出入国管理及び難民認定法規則（昭和56年10月28日法務省令第54号、最終改正平成24年6月15日法務省令第26号）
- ・入管特例法施行令 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年12月26日政令420号、最終改正平成24年6月15日政令第163号）

#### 〔本文〕

2頁（本章の概要の3行目）

る等の法律」（入管法等改正法）が、法律第79号として公布された。

5頁4行目

待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別（昭

5頁（本文下から）7行目

合わせて、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その

13頁（本文下から1行目）

入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案」（入管法等改正法案）を

14頁（本文下から）7行目

7 第1項）。

15頁5行目

を在留資格取消事由に追加した（入管法22条の4 第1項5号・7号～10号）。また、在留

21頁5行目～7行目

中長期在留者の在留カードの受領義務違反（同法75条の2第1号）、携帯義務違反（同法75条の3）、提示義務違反（同法75条の2第2号）については刑事罰が科せられる。

21頁13行目

なければならない（入管法19条の7第1項・19条の4第5項、入管法施行規則19条の6第10項）。

22頁（本文下から）1行目

条の16第3号、入管法施行規則19条の15・別表第3の3・3）。

23頁11行目～12行目

の住居地の届出をした場合は、在留資格が取り消される（入管法22条の4 第1項5号・7号～10号）。

**27頁**（本文下から）3行目

（入管特例法22条）や、再入国許可の有効期間の特例措置（同法23条。改正によ

**28頁**（下から）4行目～3行目

律ではない「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」（1952年4月19日民甲第438号民事局長通達）という一片の通達に

**29頁** 3行目

効の同日に公布・施行された「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づ

**29頁**（本文下から）10行目

28号）に基づき、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に

**29頁**（本文下から）3行目

入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（出入国管理整備法、昭和56

**30頁**（本文下から）12行目～11行目

従来、住民基本台帳の作成において、特別永住者や外国人一般は「日本の国籍を有しない者その他政令で定める者」（住基法改正法による改正前の住基

**30頁**（本文下から）8行目

基本台帳の作成の適用対象の外国人である（その他、中長期在留者等の外国人が

**31頁**（本文下から）3行目～2行目

ける必要がある。改正により、「入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、」<sup>7</sup>「再入国の許可を受けたものとみなす」とされ

**32頁**14行目行目

住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものと

**33頁** 9行目

さらに、入管特例法施行規則5条4項で「法務大臣は、氏名に漢字を使用

**33頁**11行目

別永住者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると

**33頁**（注9）1行目

9 “著しい不利益”や“その他の特別の事情”は、旅券に記載された氏名のローマ字の綴り

**37頁** 9行目～11行目

罰則について、特別永住者証明書の偽造・変造・行使・提供・收受・所持等、特別永住者証明書の偽造・変造のための機械・原料の準備、他人名義の特別永住者証明書の行使・提供・收受・所持等、自分名義の特別永住者証明書の提供、

**40頁** 9行目

部を改正する等の法律」（入管法等改正法）（平成21年7月15日公布法律第79号）によ

51頁 6行目～7行目

カード・特別永住者証明書の記載事項の変更届は、新住居地の市町村経由で法務大臣に届け出たものとみなされる

52頁（下から）6行目

◎ ③⑥以外に「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」（同項

57頁（本文下から）7行目

は、被相続人の本国法による」と定めている。そこで、ここでいう「相続」と

58頁11行目

に最も密接な関係がある地域の法」（法適用通則法38条3項）が、その本国法

59頁（本文下から）2行目～1行目

所地の法律を適用する。ただし、不動産の法定相続については、不動産所在地の法律を適用する」と定めている<sup>9</sup>。本条ただし書によれば、日本に不動産に関する

60頁 3行目

しかし、本条本文の「死亡時の常居所地の法律」については検討が必要である。

60頁（本文下から）6行目

26日公布、2011年5月26日施行）の58条では「相続は、被相続人の死亡の当時の

71頁（最初の表の次から）4行目

情報に「レノン ジョン ウィンストン」と記載する。

76頁（注3）

3 昭和59年11月1日民事二第5500号民事局長通達第2の1(1)。

77頁（表）2行目

戸籍編製 【編製日】平成8年1月17日

77頁（注5）（注6）

5 前掲（注3）通達第2の4(1)オ（参考資料6①）参照。

6 前掲（注3）通達第2の4(1)カ（参考資料6①）参照。

78頁（本文下から）6行目～2行目

外国人と婚姻した日本人が外国人配偶者の姓に変更する場合、婚姻の日か

78頁（本文下から）4行目

「氏」を称することができる（戸籍法107条2項）<sup>11</sup>。

78頁（本文下から）2行目

あるとして、「氏」の変更は戸籍法上の呼称の変更にとどまるにすぎず、逆に言

79頁 8行目

配偶者の称している「氏」とは、その本国における言語を日本文字に引き直した

86頁11行目

かなる身分関係証明書を発行しているのか。ここでは、日本における在留外

97頁 1行目～2行目

規則」がない場合は、「当事者に最も密接な関係がある地域の法」を当事者の本国法とするとしている<sup>13</sup>。この「当事者に最も密接な関係がある地域」を

97頁 4行目

事に最も密接な関係がある地域」を判断する際に英米法上の住所概念であ

97頁（注14） 1行目

14 この「当事者に最も密接な関係がある地域」を国籍国の住所または居所を判断材料の

103頁（本文下から） 4行目～1行目

たとえば、母子関係や父子関係の成立を確認するには、出生届記載事項証明書の取得が必要であるが、外登法4条1項8号の「出生地」の情報からそれらを取得できる可能性がある。また、婚姻・離婚や養子縁組・離縁、認知等の行為の有無を確かめるには、同様に婚姻届や養子縁組届、認知届の記載事項証明書等の取得が必要

104頁 1行目

であるため、外登法4条1項15号の「居住地」の変遷から、その住所地や近

105頁 2行目～3行目

反映されていない場合には、日本の市町村から出生届記載事項証明書や婚姻届記載事項証明書を取得することが必要とされる。

115頁（本文下から） 2行目

（入管法施行規則19条の6第1項、入管特例法施行規則4条1項）。検討経緯で示

117頁（注38）

38 住基法施行令30条の25以下。この点は、第2節2を参照。

132頁14行目

住基法施行令30条の27は、通称の記載や通称の削除をした場合は、その市町

140頁 2行目

前条第1項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢

140頁 6行目～8行目

同時に、同条4項で「法務大臣は、氏名に漢字を使用する特別永住者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該特別永住者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前条

149頁 5行目

に送付される（入管法等改正法附則33条）。そこで、法施行日前の「居住地」を

155頁12行目

この「何人も」とは、国籍を問わず、日本に在住していることも要件ではな

183頁11行目

しかし、登録原票の前居住地は、仮住民票には移記されない。「従前の住所」

185頁2行目

外国人住民に発行される住民基本台帳カードには（住基法施行令改正令附則7条の2）、氏名

227頁13行目

だったので、彼が自ら公安局派出所と折衝することになった。

228頁2行目～3行目

す。しかし、札幌の方のご依頼でとろうとしたのですがとれませんでした。現地の弁護士ですと、ある程度職務上請求のような形でとれると

229頁16行目

いと審判の「審」に太陽の「陽」ですけれども、簡体字で表記すると「沈」むに「β」（こざ

230頁（「外国人住民票」についての意見・感想等の）6行目

住民票」については、大阪に引続き説明され、再確認したところですが、こ

296頁（下から）1行目

に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）である場合にあつては第9号及び第20号に掲げ

301頁（本文の上の柱文）

（法令2）出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（抄）

338頁（下から）12行目

（昭和56年10月28日法務省令第54号、重要改正平成23年12月26日法務省令第43号、最終改正平成24年6月15日法務省令第26号）

343頁3行目から18行目

（所属機関等に関する届出）

**第19条の15** 法第19条の16に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の3の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第19条の16の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方入国管理局に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するときは、指定入国管理官署にもすることができる。

（平成24年6月15日法務省令第26号により本条全部改正）

（所属機関による届出）

**第19条の16** 法第19条の17に規定する法務省令で定める機関は、教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能又は留学の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている機関（当該中長期在留者の受入れに関し、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

2 前項に規定する機関が法第19条の17の届出をするときは、別表第3の4の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から14日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

(平成24年6月15日法務省令第26号により本条全部改正)

**第19条の17** (略)

348頁 (下から) 2行目

つて同条第1項第1号に掲げる行為をする場合 (外国人の法定代理人が同条第2項の規定によ

350頁 (4行目の後に追加)

(平成24年6月15日法務省令第26号により1項改正)

350頁 (9行目の後に追加)

**附則** (平成24年6月15日法務省令第26号)

この省令は、公布の日から施行する。

369頁 (下から) 11行目

(平成23年12月26日政令第420号、最終改正平成24年6月15日政令第163号)

369頁 (下から) 4行目

**第2条** 市町村の長は、法第7条第2項又は第11条第2項 (法第12条第3項、第13条第2項

371頁 (10行目の次に入る)

**(手数料の額)**

**第7条** 法第14条第5項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、1300円とする。

(平成24年6月15日政令第163号により本条新設)

371頁12行目～13行目

**第8条** 第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(平成24年6月15日政令第163号により本条改正)

371頁 (19行目の次に入る)

**附則** (平成24年6月15日政令第163号)

この政令は、公布の日から施行する。

388頁 2行目

(昭和42年7月25日法律第81号、最終改正平成21年7月15日法律第77号)

423頁 (下から) 13行目

※下記2行を削る※

**(住民基本台帳カードの技術的基準)**

**第46条** 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

425頁 (末尾に追加)

(平成24年3月現在)

以上